

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「特定教育・保育にかかる施設型給付費」の次に「(法第 2 7 条
第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」を加える。

第 5 1 条中「、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」とを「、
第 1 5 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下
同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費を
いう。以下この項において同じ。）」と」に改める。

第 5 3 条第 3 項中「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「(子ども・子育て支
援法施行令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)」を
加え、「第 1 3 条」を「第 1 4 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。